関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一	○トン
二	○トン
三	○・六一トン
四	一五、○五四トン
五	五九○トン
六	五トン
七	二・五二トン
八	○・三二トン
九	一二、八八九トン
一○	一、八二九トン
一一	一五九トン
一二	二八、五一○トン
一三	一、九一八、五九○トン
一四	六四九、○四六トン
一四の二	二八四、八三八トン
一五	四二八トン
一六	六、五五二トン
一七	五六、九五八トン
一八	五、七五三トン
一九	三六九トン
二○	一二二トン
二一	一○、四七三トン
二二	三一二トン
二三	二、三六三トン
二四	九トン
二五	○トン
二六	一、九三二トン
二七	二、九六四トン
二八	一トン
二九	二七三トン

○財務省告示第三百十六号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第三項の規定に基づき、平成二十一年度の初日から平成二十一年八月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を次のように告示する。

平成二十一年九月三十日

財務大臣　藤井　裕久

平成二十一年度の初日から平成二十一年八月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　九万三千六百四十八トン

二　冷凍牛肉　十一万三千三十一トン

○財務省告示第三百十七号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第七項の規定に基づき、平成二十一年度の初日から平成二十一年八月三十一日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を次のように告示する。

平成二十一年九月三十日

財務大臣　藤井　裕久

平成二十一年度の初日から平成二十一年八月三十一日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　豚肉等　二十七万八千六百六十九トン

二　生きている豚及び豚肉等　二十七万八千六百七十一トン

○財務省告示第三百十八号

寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件（昭和四十年四月大蔵省告示第百五十四号）第四号の規定に基づき、各都道府県共同募金会が平成二十一年十月一日から同年十二月三十一日までの間に募集する次の寄附金を寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金として承認する。

平成二十一年九月三十日

財務大臣　藤井　裕久

社会福祉事業又は更生保護事業を営むことを主たる目的とする者のこれらの事業の用に供される土地、建物及び機械その他の設備の取得若しくは改良の費用、これらの事業に係る経常的経費又は社会福祉事業に係る民間奉仕活動に必要な基金に充てるための寄附金

○財務省告示第三百十九号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第十八条の四第三項及び第四項並びに第三十九条の二十二第二項及び第三項の規定に基づき、個人の各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第二十八条第一項第五号に掲げる負担金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する同法第六十六条の十一第一項第六号に掲げる負担金に係る公益法人等及び基金を指定する件（昭和五十年七月大蔵省告示第六十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年九月三十日

財務大臣　藤井　裕久

別表社団法人配合飼料供給安定機構の項中「東京都港区虎ノ門二丁目八番十号」を「東京都港区虎ノ門二丁目四番一号」に、「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改める。

○財務省告示第三百二十号

所得税法（昭和四十年法律第三十三号）別表第一独立行政法人の項の規定に基づき、所得税を課さない法人を指定する件（平成十五年九月財務省告示第六百五号）の一部を次のように改正し、平成二十一年十月一日から適用する。

平成二十一年九月三十日

財務大臣　藤井　裕久

別表独立行政法人国立国語研究所の項を削る。

○国税庁告示第二十号

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の二第八項の規定に基づき、同条第三項に規定する認定特定非営利活動法人を公示する件（平成十三年国税庁告示第十号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年九月三十日

国税庁長官　加藤　治彦

別表に次のように加える。

法人の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	認定の有効期間
特定非営利活動法人おんがくの共同作業場	東京都立川市曙町二丁目二五番一号	郡司　博	平成二十一年十月一日から平成二十六年九月三十日まで
特定非営利活動法人災害福祉広域支援ネットワーク・サンダーバード	東京都台東区台東四丁目三一番一号	小山　剛	平成二十一年十月一日から平成二十六年九月三十日まで

○財務省告示第三百二十一号

法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一独立行政法人の項の規定に基づき、法人税を課さない法人を指定する件（平成十五年九月財務省告示第六百六号）の一部を次のように改正し、平成二十一年十月一日から適用する。

平成二十一年九月三十日

財務大臣　藤井　裕久

別表独立行政法人国立国語研究所の項を削る。

○財務省告示第三百二十二号

登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第二独立行政法人の項の規定に基づき、自己のために受ける登記等につき登録免許税を課さない独立行政法人を指定する件（平成十三年三月財務省告示第五十七号）の一部を次のように改正し、平成二十一年十月一日から適用する。

平成二十一年九月三十日

財務大臣　藤井　裕久

別表独立行政法人国立国語研究所の項を削る。

○財務省告示第三百二十三号

印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）別表第二独立行政法人の項の規定に基づき、印紙税を課さない法人を指定する件（平成十三年三月財務省告示第五十六号）の一部を次のように改正し、平成二十一年十月一日から適用する。

平成二十一年九月三十日

財務大臣　藤井　裕久

別表独立行政法人国立国語研究所の項を削る。